

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成30年9月26日(水) 13:03～14:40

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

和田 恵治 委員長
森山 賀文 副委員長
池田 慎久 委員
川口 延良 委員
西川 均 委員
松尾 勇臣 委員
奥山 博康 委員
今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長
山本 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 4名

議 事

(1) 議案の審査について

議第88号 第10次奈良県職業能力開発計画の策定について

(2) その他

<会議の経過>

○和田委員長 ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

本日、当委員会に対して4名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

なお、この後傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、

付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案の説明については、9月7日の議案説明会で行われたため省略します。

それでは、付託議案について質疑があればご発言願います。その他の事項については、後ほど質疑を行いますのでご了承ください。

○今井委員 第10次奈良県職業能力開発計画が示されましたので、私も一通り目を通しました。職業能力をきちんとつけることは大変大事だと理解できますけれども、この中に職業能力は技能と知識及び態度の3つの要素から成ると書いており、この態度とは、どういうことを意味されるのかと。実際においては職業能力の構成要素の中でもまず態度が重視される傾向があるということで、態度というのがかなりこの中で強調されていますが、その中身について、お尋ねしたいと思います。

○水谷雇用政策課長 職業能力開発計画の中に記載しております職業能力は、技能、知識及び態度と記載していますが、その態度とはどのようなものかという質問です。

一般論として、人が発揮する仕事の能力は、知識、技能、態度の3要素で構成されると言われています。今回の計画における態度とは、コミュニケーション能力や協調性、責任感、誠実性、勤労意識など、企業などの組織や社会で働く上での労働に対する基本的な意欲や姿勢を指しているものです。業種によって必要とされる態度には多少の違いがあると思いますが、例えば企業等の組織において、事務職として働くためには協調性、責任感や遅刻しないなどの基本的な勤労意識が重要でしょうし、営業職やお客様の相手をする職業ではコミュニケーション能力や誠実性というものが重要であると考えられます。また、働いていく上では挨拶ができる、電話をとれるなどの基本的なコミュニケーション能力も必要であると考えていまして、そのように記載しています。

組織で働いていくためには、上司の命令に従うことはもちろん重要なことではありますが、決して労働者の個性を否定しているものではなく、コミュニケーション能力など広く捉えて態度として記載しているところです。以上です。

○今井委員 説明についてはわかりました。今後5年間についてどうしていくかの計画になるとは思いますけれども、これから激動の時代、働き手が少なくなっていく、いろいろな世界的な経済の影響などもある中で、例えば企業で、これをしてくださいと求められて、それをしっかりやるのは、それは当然のことだと思いますけれども、そこに至らない前に、七五三という言い方で言われている、中学卒業生はやめてしまうのが7割、高校で5割、大

学生で3割の人が就職してもすぐやめてしまうと言われている中で、自分がこうだと思って期待して就職をしたところと、実際が違っているという、そのあたりのマッチングのそごが、仕事が続かないことにつながるのかと思うわけです。

そもそも働くとはどういうことかという基本的なところの教育が不十分な中で、もし条件が違ったら、どこに相談したらいいかということも十分に教えられないままに、社会に出て職場につくことが多々あるのではないかと考えています。職業能力とは少し違うのかもしれないけれども、大事なことはやはり働くこととはどういうことなのか、どういう労働のルールがあるのかということをしっかり身につけさせることも、こうした計画の中に入れる必要があるのではないかと感じましたので、県でもし何か考えがありましたら、お尋ねしたいと思います。

○水谷雇用政策課長 働く前の労働についての教育をということですが、この計画自体は職業能力開発に特化していますので、そこまでは触れていないのですけれども、県としても就労前の教育については、働くためのハンドブックをつくっています。また、そのほかにも働くに当たってのルールをホームページ等に掲載して周知しているところです。以上です。

○今井委員 ぜひ、そうしたことも十分に周知していただきたいと思います。それでなければ、せっかく就職したところで、自分の思うようにならなかつたら、もうやめるという選択しかないという働き方では問題があると思いますし、やはり長い間働いていると、自分の役割や職場での位置というものも認識できるということも言われていますので、労働のルールもしっかりわかった上で、その中で今の仕事の自分が合わないところがあれば一緒に相談したりできる能力を身につけていただきたいとお願ひしておきたいと思います。

○川口（延）委員 第10次奈良県職業能力開発計画について、教えてほしいです。15ページで、就業率について、15歳以上の就業率が全国でも飛び抜けて割合が低いということですが、この大きな要因はどういったことがあるのか教えてほしいです。

○水谷雇用政策課長 まず考えられますのが、15歳以上ですので、奈良県の場合一つは、女性の就業率が低いのがあります。それとあわせまして学生の方も多く県内から通われてという方もたくさん住んでおられますので、若年層での就業率が低くなっていると思われるます。

○川口（延）委員 今の答弁でいうと、女性の就業率が低いのに加えて、学生の進学率が高いことが、パーセンテージの影響になっているということによろしいですか。

次、内定率も大卒、短大、高卒全て、全国平均よりも低いということですし、隣のページ、先ほど来からもありましたけれども、離職率が高いということで、就職率が低いことに加えて離職率が高いということであれば、ますます県内の就業していない方がふえていく一方になるのではないかと思うのです。向こう5年間ということですが、これまでも第10次ということでいろいろな計画を立てていただいていると思うのですが、なかなか成果が出ていないということで、もう少し今後の具体的な取り組みも必要ではないかと思えます。就職後の定着支援などは、言葉で書くのは簡単ですが、当然教育委員会との取り組みも必要かと思うのですが、もう少し横断的に取り組んでいただいて、特に女性というよりも、若年の就業率の向上に向けて前向きに取り組んでいただきたいと要望として申し上げます。

○和田委員長 要望、よろしく対応願います。

ほかに質問はありますか。

なければ付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めたいと思いますが、ご発言願います。

○池田委員 自由民主党としては、議第88号、第10次奈良県職業能力開発計画の策定について賛成します。

○西川委員 自民党奈良は、この案件については賛成します。

○今井委員 日本共産党は、労働教育という分野も含めて入れていただきたいということ要望して賛成します。

○松尾委員 日本維新の会も賛成します。

○川口（延）委員 自民党絆としても賛成します。

○森山副委員長 議第88号に、国民民主党として賛成します。

○和田委員長 創生奈良も賛成します。

それでは、ただいま付託を受けました議案について採決を行います。

採決は簡易採決で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りします。議第88号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。よって、ただいまの議案1件については、原案どおり可

決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

農林部長から、特定農業振興ゾーンの設定計画の概要について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご報告願います。

○山本農林部長 それでは、特定農業振興ゾーンの設定について、報告申し上げます。委員長のご配慮によりまして、着席させていただきます。

配付の特定農業振興ゾーンの設定についてという資料をお願いします。特定農業振興ゾーンは、1、設定の目的として、県が面的にまとまりを持った農地をゾーンとして設定することで、農地の有効活用を図り、農業の生産性を向上させることを目的としており、高収益作物への転換、耕作放棄地の解消・防止、多様な担い手の確保等々を集中的かつ優先的に進めることとしています。

2、今回設定した地区の概要ですが、このような考えに前向きに取り組んでいただいた広陵町、田原本町、川西町の3町5地区において、9月12日に特定農業振興ゾーンを設定しました。

3、今後の予定ですが、各ゾーンにおいて、目指す農業とその実現のために必要な施策を盛り込んだ整備実施計画を町が策定します。県もちろん参加します。また、各ゾーンでは、県、町、地元が連携、協力して、各種施策に取り組むため、11月を目途にそれぞれの役割分担を定めました協定を3者で締結することとしています。各ゾーンにおいて、目指すべき将来像など詳細については、資料2枚目に記載しています。

以上が農林部の報告事項です。

○和田委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして質問があれば、ご発言願います。

○西川委員 農林部長から丁寧な説明いただきましたが、この特定農業振興ゾーンの設定の手順を教えていただきたいと思います。

○山本農林部長 昨年の秋の市町村長サミットで、知事から構想を各市町村長にお伝えして、市町村から県農林部にお声がけいただいたところを順次調整に入りまして、今回地元の同意も得られた3町5地区について設定をしました。もちろんほかの市町村にもお声がけしています。幾らかは今相談に来ていただいていますので、順次地元との意向等まとま

り、大体の方向性が固まってきましたら、また新たに設定していきたいと考えています。
以上です。

○西川委員 特定農業振興ゾーンを設定されると、半永久的というか、永久的ですか。

○山本農林部長 今のところは、将来にわたってここで農業していただけるものと考えています。

○西川委員 わかりました。

○今井委員 特定農業振興ゾーンの設定を見ました。私の地元も入っていますけれども、広陵町寺戸のところはちょうど馬見丘陵公園の並びの地域に当たりますので、そういう意味では観光農園のような形で、将来的にいいかと思って見ました。それぞれのところで、奈良県の特産のものを集積してつくっていこうということですので、奈良県の農業がもっと前進できるのであればいいと思って、この計画については受けとめました。

それから、この間の台風でビニールハウスの倒壊が結構ありまして、農家の方のお話を聞いていましたら、ビニールハウスをきちんと張っていたところほど倒壊したところが多いと聞きました。老朽化していたり、すき間風が入ったりしたところは割と倒れにくかったということです。今、日本のビニール傘が非常に脚光を浴びており、大風が吹いてもひっくり返らないビニール傘が開発されているということですが、傘の骨のあたりにすき間があって、風が通り抜ける仕組みになっているようですが、ビニールハウスの研究で、こういうことをできるビニールハウスを考えていただけないかなと思ったのです。この間の県内調査で農業研究開発センターに行きましたときに、雪おろしが簡単にできるビニールハウスの研究をしている報告を聞きましたが、それであれば風が来ても倒れないビニールハウスの研究はできるのではないかと思いましたが、それをお願いしたいと思いますが、その点で県でお考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 風が吹いても倒れないビニールハウスということで、調査に行っていました県の農業研究開発センターで、平成10年の7号台風や、3年前の平成27年の台風において、実態調査をしています。基本的に、今井委員がおっしゃいました、ハウスの側面から風が当たって、がしゅと倒壊している場合が多いということと、あとはパイプの太さが細いものや、パイプとパイプの間があいているものについては、やはり倒壊、損壊が多かったという結論が出ています。既存のハウスの中で補強をすることに関しては、先ほど今井委員からありました、雪害と同じですが、肩のところにX形でパイプをつけた形で、クロスバーと呼んでいますけれども、そういう形にすると非常に補強

できるということはわかっています。穴をあけるとそこから、逆に言うと風が入ってきて、ビニールが飛ばされてしまう可能性もあるかと思いますので、やはり新設ハウスについてはパイプは太いパイプなどの強度のあるパイプを用いることや、適正なパイプの間隔にするとか、クロスバーを使って補強することなどを推奨していきたいと考えています。以上です。

○今井委員 全国で問題になることですので、奈良県で倒れないビニールハウスが開発できたら、それはそれで奈良県としても一つの産業でなるかと思いますので、ぜひ研究していただきたいとお願ひしておきます。

○和田委員長 要望でいいですね。

○今井委員 要望でいいです。それから雇用関係で、派遣切りの問題です。労働者派遣法ができてから3年がたって、派遣で同じ事業所に勤めていた人は正社員になるという方向が10月1日からスタートするということですが、これに合わせて実際には雇い止めになったり、解雇になったりしている事例が生まれてきていると聞いています。派遣で毎回毎回不安定な思いで働いている若い人が、奈良県は特に派遣の人が全国に比べて多いと聞いていますので、ぜひきちんと運用して正規の道につなげていただけたらと思いますが、県は、この問題をどのように受けとめて取り組みされようとしているのかお尋ねします。

○水谷雇用政策課長 労働者派遣法の改正についてですが、平成27年に労働者派遣法が改正されまして、主な内容は、派遣事業の健全化として、労働者派遣事業において届出制と許可制があったのですが、それを廃止して、全て許可制となったこと、次に、派遣労働者の正社員化をはじめとする雇用継続推進のためということで、計画的な教育訓練、キャリアコンサルティングの派遣元への義務づけ、次に派遣期間終了時の雇用安定措置を派遣元に義務づけということになっています。今井委員がお述べの分はこの部分かと思いますが、雇用安定措置といいますのは、具体的には3年経過しましたら派遣先への直接雇用を依頼、もしくは新たな派遣先の提供、それから派遣元での無期雇用ということになっており、これらいずれかを3年たてばしなければいけないと義務づけされています。

派遣期間規制の見直しについて、期間制限のなかった専門業務等の、いわゆる26業務がありますけれども、それを廃止して、同一事業者における派遣労働者の受け入れを3年を上限とする、それを超える場合は過半数が加入する労働組合等からの意見聴取と意見が合った場合の対応方針等の説明の義務化、派遣先の事業所の同一所属における同一派遣労働

働者の受け入れを3年を上限とするというのが改正の主な内容でした。今井委員がお述べの雇いどめについては、先ほど申しました雇用安定措置が義務づけられていますので、一定の制限が派遣元に対してかかっているのかと思われます。県の対応としては、直接的に相談事は労働局で受けられるのですが、県としても社会保険労務士による労働相談を通じて、労働者及び使用者からの相談に応じるとともに、法の改正については10月1日から施行ですので、県が出しています労働時報の本年8月号に、同一の事業所における派遣労働者の受け入れ上限3年を超える場合についての、記事を掲載して周知を図ったところであります。以上です。

○今井委員 派遣会社に実際やる気がないと、労働者には十分周知されないと思うのですが、奈良県の派遣会社はどのくらいあるかわかりますか。

○水谷雇用政策課長 厚生労働省が調査した平成28年度の数字ですが、県内の派遣事業所数は86になっています。ただ、厚生労働省の注記がついており全国で集計していますが、派遣事業者からの提出率が88%であると記載されていますので、奈良県の事業者がどこまで出されたかはわかりませんが、数字では86事業所になっています。以上です。

○今井委員 86事業所で88%の提出率で、恐らくこれよりももっと多いと推測されるのですけれども、ぜひ法が改正されたことを周知していただいて、労働者にわかりやすいQ&Aの形で徹底して、奈良県の場合はきちんと3年派遣が続けば正規になれるというルートを法に遵守した形で運用していただきたいとお願いしておきたいと思います。

○池田委員 先ほどは第10次奈良県職業能力開発計画について、この委員会で全会一致をもって可決したところです。それにかかわって、お尋ねします。奈良県の弱点といえますか、長年課題となっています若者と女性の就業状況についてお尋ねしたいと思います。まず、若者についてですけれども、先ほど川口委員からも触れられましたけれども、3年以内の離職率は、この数年どのように推移してきたのか、まずお聞かせいただきたいと思っています。

○水谷雇用政策課長 3年以内の離職率についてですが、県内の事業所における高校、大学卒業後の3年以内の離職率については、年度による増減はあるものの低減傾向にあります。平成26年3月に卒業された方の3年以内の離職率ですが、高校卒業者で、全国の離職率が40.8%に対して、奈良県では44.8%、大卒者では、全国の32.2%に対して、本県では37.9%と全国平均を上回っている状況です。以上です。

○池田委員 高校卒業後の県内企業における就職3年目までの離職率について、平成26

年3月卒業の高校生においては、奈良県が44.8%ということで、約10人に4人強、もう少しすれば半数に近づくぐらいあります。傾向としては低減傾向ということで、確かに大卒について、37.9%ですが、大卒後、就職3年目までの離職率については、緩やかにではありますけれども低減傾向にあり、離職率が少なくなっている傾向にあります。高校卒については年度によってかなり上下がありますけれども、例えば平成23年卒、3年前でしたらまさに49.7で、2人に1人が3年以内に離職されている、奈良県にとっては大きな課題です。低減傾向にあるとはいっても、全国の平均に比べるとまだまだ離職率が高い、これが奈良県の一つの課題と思っています。この離職率を低減させるというか、離職防止のためにどのようなことをこれまで取り組んでこられたのか、また今後どのようにさらに離職率を下げるために、どういう手だてを検討されているのか、取り組んでいかれるのかお聞かせいただきたいと思います。

○水谷雇用政策課長 離職率低減のための取り組みについてです。離職率を下げていくためには、就職前、それから就職後が考えられると思います。就職前については、就業意識の醸成、就職後については職場定着が必要であると考えています。就職前の就業意識の醸成については、県としては就職を予定している県内の高校生を対象にして、県内企業担当者による仕事の説明や就職に役立つセミナーを内容とした就職イベント、ジョブサマースクールと呼んでいます。毎年開催しています。また、就職後の職場定着については、県内では中小零細企業が多いために、県庁でしたら同期というのが非常にたくさんいますが、そういうところでは同期の方が少なく、同世代のつながりが職場に少ない若者も多いことが考えられますことから、会社を通じた自己実現や帰属意識の構築といった意識の醸成や会社を越えた同世代のつながり等を、ワークショップを通じて図っているところです。

また、あわせて若手社員の指導者に当たる上司を対象に新人教育や雇用環境等を考えるセミナー等を実施することによって、職場環境、処遇環境の改善につなげているところです。今後についても、就職する前に会社をよく知っていただくことも必要かと思っておりますので、合同企業説明会等を通じて会社の内容を知っていただくことに努めていきたいと考えています。以上です。

○池田委員 県内でもいろいろな業種で人手不足が叫ばれており、とにかく人が欲しい、人が足りないという声があちらこちらから聞こえてきます。当局にも当然聞こえていると思いますし、数字もお持ちかと思っておりますけれども、そんな中でせっかく就職した若者が3年以内に離職をしてしまう。いろいろな理由があると思っておりますし、一つの傾向として語る

ことはできないと思いますけれども、これを何とか防止していく、先ほどご答弁のとおり、就業前にしっかりと会社のことを知っていただく、仕事について理解をしていただく、ミスマッチを起こさないことはもちろんですし、会社に入られてからもその会社でなじめるように、また仕事に一生懸命取り組める環境を、会社も当然つくっていただかないといけないと思います。

今年度新たな事業として給与付きのインターンシップを、奈良県で企画をされて事業を進めようと準備されていますけれども、伺いますと、準備にまだ少し時間がかかると聞いています。給与付きのインターンシップ、あるいはインターンシップそのものは非常に有効な方策だろうと思っていましたので、この委員会でも以前にも質問をしたり提案を申し上げたりしたと思いますが、ぜひインターンシップを早期に実行できるように努力願いたいと思います。定着のため、離職防止のための取り組みも、繰り返しになりますけれども、より一層力を入れていただいて、離職防止につなげていただいて、結果が全てだと思いますので、この率がさらに下がっていきますようによろしくお願ひしたいと思います。

あわせてニート対策、若年の無業者についての対策について、奈良県としてどのように取り組んでおられるのかもお聞かせいただきたいと思います。

○水谷雇用政策課長 ニート対策についてです。まず数字からですがけれども、平成29年の就業構造基本調査によりますと、15歳から34歳までの家事も通学も就職活動もしていない若年無業者、いわゆるニートと呼んでいますけれども、その数は全国で推定60万人、県内では7,300人に上っています。平成24年に8,300人と比較すると、減少しているものの県内の若年無業者、ニートの率は2.8%で、5年前とはほぼ変わっていない状況です。

県では、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者の職業的自立支援を行っている地域若者サポートステーションにおいて、相談支援を強化するために臨床心理士を配置して、相談者への心理カウンセリング等の実施により就業につなげているところ です。また、県内事業所で就労訓練を実施して、ジョブコーチによるきめ細やかなサポートのもと、コミュニケーション等働く上で必要なスキルの向上や就労意欲の醸成を図ることにより就職につなげているところで、昨年度は引きこもっていた方など、12人を就職につなげることができました。以上です。

○池田委員 若年の無業者も大きな問題だと思っ ていまして、8,000人を超える数から現在7,300人ぐらいと、2.8%ということですが、これでも35人に1人はニート

トであり、これそのものが非常に大きな社会問題と思っています。奈良県だけではないと思いますけれども、働く意欲、前向きに仕事、生活を営めるように奈良県としてぜひできる手だてを、それぞれの部局において取り組んでいただきたいと思います。特に職業的な自立を支援していく取り組みは大変重要だと思いますし、学校生活から職業生活に移行する、円滑に移行できるというのですか、意識をしっかりと変えていただくという取り組みも教育委員会とも当然連動してやっていかなければいけないことだと思います。いずれにしても若者の離職、ニートについては今後の奈良県はもとより日本全体の活力の大きな低下につながってくると思いますので、ぜひ奈良県としても取り組みを引き続きお願いしたいと思います。

続いて、女性の就業についてです。奈良県内の状況についてどのようになっているかお答えいただきたいと思います。また正規、非正規の割合についても現在どのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○水谷雇用政策課長 女性の就業状況と、あわせて正規、非正規の割合についてです。

本県の女性の就業率については、平成27年の国勢調査によりますと、20歳から64歳で62.8%となっており、全国最下位となっております。その5年前の平成22年の国勢調査時と比べまして、就業率は6.3ポイント上昇し、全国一の伸び率を示しており、全国との差は平成22年の7.9ポイントから6.4ポイントと縮まっています。女性の年齢階級別と就業率、いわゆるM字カーブについては、全国と同様M字のくぼみの底上げが進んでいますが、依然として20歳代後半を除き、全国とは大きな差がある状況です。また、本県の女性における県外就業率については19.8%で、全国2位となっています。本県の女性における非正規雇用労働者の割合は、平成29年の就業構造基本調査によりますと60.8%となっており、全国2位の高さとなっています。非正規雇用に就いている主な理由で、全国との差が見られるのは家事、育児、介護等と両立しやすいからが1.1ポイント高く、正規の職員、従業員の仕事がないからが1.7ポイント低い状況です。以上です。

○池田委員 女性の就業状況についても、まだまだ全国で低位にあるということです。以前、この委員会でしたか、本会議でもありましたけれども、奈良県では女性は家庭を守るものという意識が全体としてあるのではないかと、知事も発言が以前あったように記憶していますが、時代の流れ、今の時代ですので、そういう話ではなくて、奈良に住んで、奈良で仕事ができるという環境をつくっていくのがすごく大事だろうと思います。

先ほど女性の就労について、低い中でも県外への就業が全国で2位です。ということは、やはり県外へ出られてということになりますと、どうしてもいろいろな面で影響が出てきます。それは少子化の問題にもつながってくると思いますので、いずれにしても奈良県としてすべきことは、奈良で住んで働ける環境をしっかりとつくる、これに尽きると思いますので、ぜひ引き続き女性の就業についても力を入れていただいて、女性がますます活躍できる環境づくりをお願いしたいと思います。具体的な県の取り組み、政策については女性活躍の部署になりますので、ここでは質問を控えたいと思います。

続きまして、県内消費の促進についてお尋ねします。現在の県内消費の状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。あわせて今も取り組んでおられると思うのですが、今後引き続き県内消費の促進に向けて、県としてどのような取り組みをしていくつもりなのか、またどのような取り組みを現在されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○前野産業振興総合センター所長 県内消費の実態ですけれども、平成26年の全国消費実態調査によりますと消費支出の購入地別の割合ですが、奈良県民がほかの都道府県で購入する割合は、15.2%となっています。前回、平成21年の調査のときが15.9%で、割合的には減少していますが、依然県外での消費支出割合が全国1位となっている状況です。こちらについては、産業振興、または税收、雇用確保の面からも県内消費の拡大は重要な課題であると考えています。

県内消費の拡大は、県内が魅力ある消費地となることが不可欠で、そのために、魅力ある店舗の創出が重要と考えまして、魅力ある店舗の創業、既存店舗の魅力向上などを目的として、毎月マーケティング講座を継続して開催しているところです。そちらにおいて、商業の本質的な理解を促しているところです。そのほか飲食店の総合融資として、魅力ある飲食店の事業計画に対し、無利子、無保証での融資も行っているところです。また、まちづくりの中での商業の振興として、例えば御所市において、月1回の商人塾の開催の支援、御所市の商店街の空き店舗活用などの実施について支援を続けているところです。

また、さらに、県内中小企業のB to C、企業から消費者との取引ですけれど、こちらの支援も実施しているところです。その中で勉強会、展示会への出展支援を通してマーケティング、またブランディングに沿いました消費者を意識した展開への気づきの醸成、実施支援のほか、今年度から、いざよひ良品販売会として、イオン高の原での催事スペースにおいて、県内の優良産品を毎月紹介します県主催の販売会を実施しているところです。

さらに地域の特色をあらわす伝統工芸についての消費拡大に取り組んでいるところです。そのパンフレット、ホームページでの紹介、そして製作体験、展示会出展等でのPRを実施していますけれども、今年度、THINK KOGEIと題して、伝統工芸等に携わっておられます方々に消費者目線での商品開発を学びます連続講座を実施するとともに、来年2月、首都圏での展示会出展を支援して、県内工芸の魅力向上、販路開拓に直接つなげる支援等々行います。以上です。

○池田委員 県外消費については、全国1位で15.2%ということです。消費と生活は非常に密接に関係していると思いますし、また同時に生活と消費も密接に関係をしていると、なれば、やはりどうしても県外へ働きに行っておられると、そこで仕事が終わってから買い物をされる、食事をされるという流れになって、どうしても県外での消費の割合が大きくなってくると思います。

県内の消費の促進のために、引き続き県としての支援をよろしくお願いします。県内にいろいろ起業されて、地元の方が起業される、奈良県内の方が起業されるケースもありますし、よその地から奈良へ来られて起業される、店を開かれると、特に後者の場合、よそから来られて奈良で店を開かれて、商品開発をされてというところが非常に活況があるようで、それがいい刺激になって、従来から商売をされてる県内の企業、店がよりよい魅力ある店、商店街、商品づくりにつながっていけばと期待感を持っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、プレミアムセレクトの販売状況についてお尋ねします。現在の販売状況、販路等について、現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 奈良県プレミアムセレクトの販売状況です。奈良県プレミアムセレクトについては、今、柿のうちの富有とハウス柿、イチゴではアスカルビー、古都華、大和牛で、認証基準を設定して、これまでに7団体を認証しているところです。販売状況としては、平成28年からやっています。柿の富有については、東京の高級フルーツ店やときのもりで販売しており平成28年度が3箱、平成29年度が11箱の販売、イチゴについては、東京、大阪の百貨店、ときのもり、県内直売所などで贈答用の箱で販売してまして、平成28年度146箱、平成29年度250箱、大和牛については、平成28年度が14頭、平成29年度が36頭、平成30年度は現在までに16頭の販売となっています。以上です。

○池田委員 販売状況、販路等について説明をいただいたのですが、平成29年度から始

まって、ことし3年目で、意外と数が少ないという印象を受けました。柿であれば、初年度が3箱、2年目が11箱、イチゴについては140箱、2年目が250箱、牛については、平成28年度が14頭で、平成29年度が36頭、平成30年度が現在まで16頭ですよね。数がつくれないから出せないのか、出荷できないのか、あるいはつくれるけれども、販売がきちんと確保できていないので売れないというか、出荷が結果としてできないのか、そのあたりどのように分析をされているのか。どのような評価を2年半にわたってされているのか。課題についてもお聞かせをいただきたいと思いますし、その課題を踏まえて今後どのように県として取り組んでいくのかについても、あわせてお聞かせいただけたらと思います。

○田中農業水産振興課長 奈良県プレミアムセレクト販売状況、少ないという話がありました。平成28年度、平成29年度、少しはふえているのですけれどもやはり少ない。それについては、一つは柿やイチゴについては糖度をはかっているのですけれども、その糖度はフルーツセクターという非破壊で糖度をはかる機械があり、それで一つずつ果実の糖度をはかるために手間がかかり、なかなか出る量が少ないというのが今のところ課題となっています。

奈良県プレミアムセレクト、まだ2年半ということですが、まだまだ制度の周知、商品PR、販路の開拓がまだ不十分である思っているところです。糖度については、特に柿が少ないということで、JAならけんの西吉野柿選果場の選果施設において、糖度センサーという自動ではかれる機械が導入されていますので、この活用について引き続き検討していきたいと思っています。また奈良県プレミアムセレクトが、どこで販売されているのかわからない、それが重要であるということから、販売先がわかるパンフレット、販売情報を掲載したホームページの作成を検討しているところです。いずれにしても、プレミアムセレクトなので、量がなかなか出にくいところがあるのですが、認証団体、関係機関と連携を密にして販売の促進、ブランド化に向けた取り組みを進めたいと思っています。以上です。

○池田委員 売り方はいろいろ戦略がありますので、逆に少しずつ出すということで、希少価値を高めて、例えば牛であれば、全国に幻の何とか牛とありますよね。そういった売り方の戦略もあるのでしょうけれど、今の説明を聞くとまだまだ試験段階というか、助走段階というか、そういう状態と思っています。出荷量が少ない、認知度がまだ低い、どこで売っているかわからない、販路が未開拓といった説明がありましたけれども、例えば今

の時代なのでネットで販売をするとか、いろいろな話題になっていますふるさと納税で使うとか、いろいろ方策はあります。PRの方策としては、知恵を絞れば今の時代ですのであると思っておりますので、せっかくプレミアムセレクトの認証をして、これから力を入れてやっていこうと、生産者にもしっかりともうけていただこうと、ひいては奈良県をPRしようという取り組みですので、ぜひしっかりとした体制で大きな伸びを示せるように取り組んでいただきたいと思いますし、要望しておきたいと思っております。

最後に、ジェトロの奈良事務所の開設についてです。ことし11月にジェトロ奈良事務所が、大望の奈良事務所が、奈良県内に開設されます。奈良事務所が開設されることによって、どのような効果が期待できるのかを説明いただきたいと思います。また県内、いろいろな商品、商材があると思っておりますけれども、どのような商品が海外へ販路をつくることのできる、可能性があるかと県として考えておられるのか、具体的な商品名、商材等があればお聞かせをいただきたいと思います。

○三浦産業政策課長 ジェトロ奈良貿易情報センターが、池田委員がお述べのとおり、ことし11月に中小企業会館に開設される運びとなっております。ジェトロは世界54カ国で74カ所に海外事務所を持っていまして、現地のマーケット情報等の収集分析、蓄積をしている機関です。企業が海外事業を進めていくに当たり、対象国におけます購買層やニーズ、競合商品の状況や価格帯、また現地における流通ルートで、販売網、取引にかかるルールや習慣、法規制といった現地の情報を事前に収集した上で販売戦略を策定していくことが不可欠です。奈良事務所ができましたら、奈良にいながらにしてこういった情報にアクセスすることができ、アドバイス等が得られるようになり、県内企業にとってはメリットがあると考えています。

また、県単独では難しいのは、海外から奈良への投資の誘致に当たり、ジェトロの持つ情報やノウハウを生かして、海外の投資家に奈良の立地や魅力を伝えて、関心を示していただける事業者については、ジェトロと連携してきめ細かいフォローを行うことで投資に結びつける取り組みをやっていきたいと考えています。また、県内企業の人材不足の対策においても、日本で働きたい思いを持つ海外の優秀な人材と県内企業のマッチングの機会の提供にも、ジェトロの事業を活用できると考えています。

もう一点、海外へ輸出できる県内の産品として、本県には機械部品や靴下、履物、プラスチックといった工業製品や、日本酒や加工食品、加工食品の中に三輪そうめん等、代表的な産品がありますが、柿や茶などの農産品、内装品や家具などの木製品など、本県にお

いて加工技術やデザイン、品質、出荷量等、強みやポテンシャルのある製品があると考えています。こうした製品について、まず海外におけるニーズ調査やバイヤーへの商品提案等で可能性を探り、ジェトロと県の共同プロジェクトによる見本市出展やバイヤーの招聘、商談会などを通じて海外販路の開拓の後押しをしていきたいと考えています。県、産業界、経済団体、市町村、金融機関と地元が一丸となり、輸出で成果を上げていただける企業をふやして、奈良県企業の競争力のさらなる強化に努めていきたいと考えています。以上です。

○池田委員 ジェトロ奈良事務所の開設は、奈良県の事業者にとっては非常にいい話だと思いますか、吉報だろうと思っており、これまでも大阪に事務所がありましたので、そういう意味では既に県内の企業でも、大阪のジェトロの事務所へ行って相談されて、実際に海外へ販路開拓をされて商売されている方もたくさんおられるように聞いていますけれども、実際身近なところでジェトロ奈良事務所ができたということは非常にいい話だと思います。先ほどの答弁のとおり、奈良県としてもしっかりとこのチャンスを生かすという意味で、奈良県から海外へ、また海外から奈良県へと、お互いがメリットある仕組みをぜひつくっていただくことをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○川口（延）委員 1点確認も含めて質問したいと思います。

先ほど説明をいただきました特定農業振興ゾーンです。少し具体的に教えていただきたいと思いますが、例えば市町村に説明をされたときに、3.4ヘクタールから載っていますけれども、幾ら以上の土地が要る、あるいはこのゾーンに当てはめたときに、都市計画法や、物流総合効率化法といったエリアになったときに建物が建てられないとか、相続のときにどういう形で相続されるのかわかりませんが、農業をされない可能性もあると思うのですが、そういった法的な縛りが何かあるのかどうか、教えていただきたいと思っています。

○服部担い手・農地マネジメント課長 ただいまの質問で、面積的な縛りは設けていません。あくまで市町村や、地元の方が想定される一塊のまとまりのある農地を想定していただいて、その上で設定しています。

法的な規制ですけれども、特定農業ゾーンに設定しているところは、まとまりのある農地を設定してまして、大抵は農業振興地域振興整備計画、農振法の関係ですけれども、農業を振興する地域と指定されています。中でも、その中の多くは農用地区域といい、農用地という部分、農地の利用でしか認められないところを設定していただいています、先

ほど都市計画法上の縛りなど、そういうものについては、縛りがあるところは、できるだけ設定のない感じで設定していただいています。

○川口（延）委員 できるだけということは、入っていることもあるわけですね。

○服部担い手・農地マネジメント課長 はい。

○川口（延）委員 抽象的過ぎてわからないのですけれど、何軒かまとまってあるということで、今、広陵町で2件の申請が上がっていると思うのです。5軒ぐらいの農家がまとまったものをぼんぼんぼんぼんと、例えば広陵町だけに絞ってやるとして、広陵町だけで20カ所ぐらいこういう申請が上がってきたときに、どういう意味があるのかよくわからない。今後の課題かもしれないのですけれど、法的な設備的な投資が、税制的に優遇されたり、あるいはナスビでしたら出荷先を県があっせんしてくれるとか、何かそういったメリットが今見ている限りは感じないです。今おっしゃったように5軒ぐらいでもまとまったものがあれば、市町村が設定をしてこのゾーンに繰り入れができるということであれば、数が無数に出てくるような気がするのですが、今後の展開がよくわからないのですが、どういう形になるのですか。

○和田委員長 川口委員の質問は、メリットはないのかということで、それも含めて教えてください。

○服部担い手・農地マネジメント課長 メリットという部分ですけれども、今後の進め方としては、設定した特定農業振興ゾーンについては、共同の上で、これから市町村でどのようにここを整備していくかという整備実施計画が県も参加した上で上がってくる予定です。その内容を見ながら、整備計画といいますのは、地元の意向を反映してきた形で上がってくる計画です。その内容を反映した形で上がってくる整備実施計画について、どのように支援していくかを県で整備計画をもとに勘案して、予算計上の上で、例えばここにどのような事業を進めていくかを優先的、重点的に進めたいと考えており、具体的には予算上に特定農業振興ゾーン枠をという優先枠をつけたり、事業にポイント制を行ったりして、その上でここに集中的に事業を実施していくように考えています。

○川口（延）委員 あまりぱっとしない、私の理解不足で、どうしていいかわからないですけれど。例えば田原本町の法貴寺地区の72ヘクタールの124軒で、スイカの採取ということで、このゾーンを指定されているわけです。今のところこの124軒は必ずスイカの採取をしないといけないということでもないのでですか。これをやることによって、先ほど整備実施計画という話をおっしゃいましたけれど、これをすることによって、県、町

がどういう支援をできるのかというのがないのに、このゾーンを設定する必要性が今のところ感じないのではないか。逆に優先的にやっていただくのであれば、先ほど答弁いただきましたけれども、集積した農業地があれば誰でも、町が認定しないといけないかもしれないですけど、応募ができるということであれば無数に上がってくる気がするんですけど、その辺の整理というのはどういう形でされるのですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 基本的には、地元の方がこの農地を、このゾーンをどのように将来的に進めたいかという意識の統一が必要ですので、地元合意を既に得ているところです。

○川口（延）委員 124軒であれば既に同意を得ているということで。

○服部担い手・農地マネジメント課長 地元の同意を得た上です。

○川口（延）委員 細かい話で申しわけないですが、先ほどまとまった土地があったらいいということでしたので、地元というよりも、地権者の同意があればそれでエリアが指定できるということによろしいですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 地権者だけではなくて、ここで耕作されている方も含めてということです。

○川口（延）委員 耕作者と地権者とほとんど一緒だと思うのですが、124軒については、スイカの採取をするということに同意をされているということですよ。そうではないのですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 例えばこの放棄地でしたら、スイカという部分も当然ありますけれども、二毛作といいますか、夏場は水稻で、冬場に野菜を植えられる場合もあります。ただ、ここの部分についてはスイカという部分が中心になってくる取り組みをしていこうということです。

○川口（延）委員 そうであれば、ゾーンの意味がよくわからないのです。スイカでなくてもいい、124軒の中で、水稻をしています、小麦を植えています、その中でたまたまスイカがあれば、この124軒のぐるっとなったところにゾーンを指定されているわけですよ。

○服部担い手・農地マネジメント課長 はい。

○川口（延）委員 今と変わらないのではないですか。これがあるとないとの違いがよくわからない。124軒で縛る意味合いがわからないのですけれど。

○服部担い手・農地マネジメント課長 高い生産性を上げていこうという中で、ゾーンに

において中心的になるのが、例えば法貴寺の場合でしたらスイカですとか、ほかのナスビですとか、そういうものはあるのですけれども、ゾーン設定する意味合いということでおっしゃっていると思うのですけれども、この地域において地元合意がとられた部分でのゾーン設定と考えていただいても結構と思います。

○川口（延）委員 よくわかりません。例が悪いのかもしれないですけど、御所の山間部に、柿を植えているところがずっとあります。そこが今後の柿の生産量を上げるということで、ゾーンを指定されて、柿ばかりがやられているのだったら、ゾーンの指定の意味はわかるのですけれども、今の話でいうと、スイカばかりやっているわけではないのに、企業と連携したスイカの採取についてのゾーン指定をやりますとなっているわけですよ。

124軒で縛る意味合いは、どこにあるのかと思うのですけれども。今後の展開がよくわからないのです。

○山本農林部長 先ほどから服部担い手・農地マネジメント課長が申し上げていますが、ゾーンについては農業の振興を最大の目標にしています。農業で、どこまで収益が上げられるかを、ここでやっていただきたいのが主目的です。今、水稻を中心に耕作をされていますが、それを高価格といいますか、高品質というか、高く売れるものに変えていくことで農業の振興を図ろうということです。例えばAさんが水稻もやりながらイチゴもやるのももちろん当然ありますので、72ヘクタールが全てイチゴになるわけではありません。ただ、高価格の作物をつくる、二毛作等によって高収益を上げていただくということ、この地域でやっていこうという同意をとられたのが、この124戸ということです。

○川口（延）委員 よくわかりました。

ということは、あくまでも任意の中でだと思えますけれども、例えば124戸の、例がこれなので、言いますけれども、水稻から畑とか、高収入のものに展開していくということで、同意を得たということと、先ほどの都市計画上の法的な部分があって、極端な話、ここに農家住宅を建てますとか、例えば物流総合効率化法上、倉庫が建てられるので倉庫を建てますということは極力控えてくださいということであって、法的には縛れないということですよ。

○服部担い手・農地マネジメント課長 川口委員がお述べのとおりです。

○松尾委員 関連で、1点だけ確認します。今、川口委員が法的には超えられませんねということをおっしゃいましたけれど、先ほど西川委員の質問の中で、山本農林部長は基本的に農業ゾーン指定の縛りは解けませんとおっしゃいました。特定農業振興ゾーンの設定

の縛りは解かない、永久的に農業をやっていただきたいということをおっしゃったと思うのですが、少し整合性がとれないので、その辺を訂正でしたら訂正していただけたらと思います。

○山本農林部長 先ほど服部担い手・農地マネジメント課長が申しましたが、農業振興地域に指定されており、転用等にはいろいろな規制がかかっている地域を特定農業振興ゾーンとして指定しています。特定農業振興ゾーンで新たに法的な義務が生じるというものはありませんが、ただ県としても先ほど申し上げましたように事業を集中的に投下することにしていきますので、将来にわたって農業を続けていただけるものと考えています。

○松尾委員 そうしたらもう一つ確認ですけれど、今の法律の中で農業振興地域除外申請したら除外できますよね。もちろん市町村の農業委員会、県の農業会議の意見を聞かなければならないのですが、とにかく除外申請は法的にできるようになっています。それを例えば代がかわって、諸般の事情で農業振興地域を除外しなければいけない経済状況や、しなければいけない違う状況になったときに、これがあるから農業委員会の意見は絶対に農業振興地域を除外しませんとなる可能性もあると思っているので、指定される方々にそんなところまできちんと伝えてあるかというのも非常に問題だと思うので、その辺を教えてくださいと思います。

○山本農林部長 後継者がいない場合には後継者を県、市町村が協力して入れるなど、ここで農業を続けていただける施策を共同で実施していきますので、将来にわたって農業を振興していただきたいという気持ちがありますが、おっしゃるとおり法的にどうかということになりますと、お互いその方向に向かって頑張っていきますということしか今申し上げられません。

○松尾委員 答えになっていないです。聞きますけれど、後継者がいないところも指定しても後継者を県があっせんするという話がありましたけれど、言えば人の土地ですよ。人の財産ですよ。後継者がいないから、後継者を連れてきてくださいというところまで、これを指定したらしますよという話まできちんと説明してあるのかなのかといたら、多分できていないと思うのです。これから指定される方々に将来的メリットもそうですし、デメリットも将来起こり得るかもしれない事項に関してもしっかりと説明をしていただいて、理解した上でゾーン指定をしていただくことを要望しておきたいと思います。意見があったらおっしゃってください。

○山本農林部長 昨年秋から、特に事務所を中心に市町村に回っています。また地域

でも一緒に入っていますので、今の県の思いは伝わっていると考えています。私も何町か回っていますが、ここは農業として守りたいという市町村の意向もありますし、今のところ地元の方も農業に熱心な方があって指定させていただいており、ここで農業を将来も続けていただきたいという県の思いは伝わっていると考えています。

○松尾委員 そうしたら、全地区、どのような説明をきちんとして回ったかを資料でいただきたいと思います。終わります。

○和田委員長 ほかにありますか。

それでは、私、委員長の質問をさせていただきたいと思います。委員会運営の都合で副委員長に進行を交代させていただきます。

○森山副委員長 それでは、委員長にかわり委員会を進めます。

○和田委員長 中央卸売市場の概要、再整備基本構想を中心に質問をしたいと思います。平成30年6月に出た冊子7ページ、8ページを中心に質問します。この地区は何十年と経過し、老朽化が著しく、そして市場の販売取扱料や売上高が落ち込んでいる状況、社会情勢があります。そういう中で老朽化した建物を建てかえるときに現状の市場機能の役割を見直ししたいという方向で再整備の構想が発表されました。再整備は、ぜひ成功させていただきたいと思うのですが、その内容について、4点お聞きしたいと思います。

今回の市場の再整備の大きな狙いは老朽化や売上高の販売を除いて、どのような狙いを考えているのでしょうか。施設の建てかえの概要は、どのようなものであるのか。それから取扱高、販売量について減っていますが、ふやしていく見直しの方向として、どんな手法を考えられているのか。4つ目に、市場で奈良県の特産物を取り扱ってもらうことなども含めて、築地市場のような機能、県民消費者や観光客が訪れていただける魅力ある市場にしていくことは賛成ですので、どのような対策を講じられるのか、この4点をお答えをいただきたい。

○原マーケティング課長 中央卸売市場再整備についての質問です。1つ目は狙いということで、まず安全・安心の確保など、生鮮食料品を扱う卸売市場としての基本的な機能を強化していきたいということが大きな点です。

もう1点は、市場の機能強化に伴い、スリム化、コンパクト化も考えています。それにより余剰地等が出てきますので、それを活用したにぎわいのある食材の販売などの食の拠点をつくっていききたいのが大きな狙いです。

2つ目に再整備に当たり、どういう施設整備をしていくのかですが、まず現在耐震性を

有する既存施設の部分については、駆体を生かした再整備をしていきたいと思っています。また効率的な物流動線というのか、トラック動線等といったことで適正な配置等を考えまして、先ほども言いましたように施設のコンパクト化、ダウンサイジングという観点で事業を進めたいと思っています。さらに最新の卸売市場ということで、密閉的な形を実現して、コールドチェーン等に対応できる整備もしていきたいと考えてます。

それから、取扱高の増加に向けてですが、今も申しましたようなコールドチェーンも含めまして、高付加価値化ということで、販売の高品質化、高価格化ということも含めて、信頼される市場という形で取り扱いのゾーンに結びつけるとともに、商品開発、加工も考え合わせまして機能強化を図っていきたいと思っています。

4点目に県民や観光客等の視点ですが、先ほど言いましたように、食のにぎわい、いわゆるビジネス・ツー・カスタマーということで、消費者向けの部分も整備していきたいと思っています。食べる、買う、学ぶというコンセプトで、イタリア発のイーターリーという思想、知事も時々申していますが、そういった思想をもとに奈良県内のさまざまな食材、商品をPRする施設整備もできたらと検討しているところです。以上です。

○和田委員長 4点について、簡単、明瞭に答弁いただきました。

この際見直しの中で奈良の市場の特徴を全面に出していただきたいと思います。例えば7ページの基本コンセプトで、奈良市場のブランド創出、このような項目が出ています。ブランド化のための資金はどの団体が、県が出すのかどうなのか、こういうことも聞きたいのですが、それは置いておいて、商品開発、ブランドのための商品開発をどのようにやっていくかというイメージがあるのかどうなのかは非常に重要な奈良市場の特徴を出す上で大切なことだと思います。

それから、2つ目に県民や観光客が訪れるにぎわいのある食材の販売や食の拠点施設の整備を図るとなっています。施設コンセプトについても大変新しい発想のもとでの取り組みだと思います。私は築地市場の小型のイメージを思い浮かべました。そういう機能を有するというのであれば、この点については、2点提案をしたいと思っています。県民や観光客向けの食のイベントをどんどんやって、お客、観光客に来ていただく、こういう広場的なものもつくる形のイベントを実施してはどうだろうか。それからNAFICやその施設のセミナーハウスとの連携のもとに卸売市場の横に小売店舗をきちんとつくって、一般消費者にも販売することを考えられているようですから、その点も考えていくということはどうでしょうか。あるいは食品衛生協会があります。これは小売店舗が中心の構成になっ

ていますが、そういう団体とも連携をするということも提案したいと思っておりますけれども、
どうでしょうか。

○原マーケティング課長 いろいろと質問をありがとうございます。

まずブランド化ということですが、市場の仲卸組合、青果、水産があります。そういった組合でも、例えば冷凍技術を生かしたカット野菜、水産物と奈良県の特産品を組み合わせた何か商品を開発するとか、研究はやっていただいているところですが、まだ商品化には至っていない状況もあります。ただ、いずれにしても再整備に向けまして、県としてもブランド化の支援をしていきたいと考えているところです。

また、観光集客施設に合わせてイベントの実施ということも提案いただきました。その辺については、そういったことができる場を含めて検討できたらと考えています。またN A F I Cのセミナーハウスほか、いろいろな団体等との連携です。こちらについてはどういことが実際できるのかということ、これからになるかもしれませんが、提案いただきましたので検討できたらと思うところです。以上です。

○和田委員長 中央卸売市場は、総合的な生鮮食料品の販売も考える必要があると思うのです。例えば取り扱いは今は果物、野菜が中心ですから、それに6次産業化商品をどんどん出していく、県民に普及していく、観光客に奈良県の特産物ですということ、どんどん見せていく、そういう取り組みが必要ではないか。生花を、花木や、植木ではなくて、生花のほうで品物を扱う、それから一般店舗が出るといことの施設も考えている、検討中ということですからアンテナショップも出していく、優秀な店舗、売り上げの多い店舗、売り上げの大きな商品の店舗はどんどん市場に入っていただく形で市場の強化をすることも必要ではないかと思っております。そういう意味で、道の駅とは一味違った総合的な農作物、農の食、それを知らしめる機能を持った市場として再整備をやっていくことを提案しておきたいと思っております。

何か意見があればいただきたい。

○原マーケティング課長 貴重なご意見をいただきましたので、いろいろなB t o C、県民や一般消費者、観光客が訪れるにぎわいの食の施設も検討していますので、そういったところを中心に、今ご提案いただいた内容もできるかどうか検討していきたいと思っております。以上です。

○森山副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○和田委員長 ほかに質問はありますか。

(「ごさいません」と呼ぶ者あり)

それでは、質問を終わらせていただきたいと思います。

委員長報告についてですが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そのようにさせていただきます。

それでは、本日の委員会、これをもって終わりたいと思います。